

資料 4 岩井市・猿島町合併協議会資料

○岩井市・猿島町合併協議会委員名簿

職名	氏名	備考
会長	石塚 仁太郎	岩井市長
副会長	野口 正夫	猿島町長
委員	富山 敏行	岩井市助役
〃	横島 隆	岩井市収入役
〃	野本 良一	岩井市議会議長
〃	林 順藏	岩井市議会議員
〃	石塚 末雄	岩井市議会議員
〃	中村 静雄	学識経験者
〃	木村 智恵子	学識経験者
〃	木村 道夫	学識経験者
〃	仙波 操	猿島町助役
〃	倉持 恒幸	猿島町教育長
〃	稲毛田 眞平	猿島町議会議長
〃	島田 雅史	猿島町議会副議長
〃	木村 敏文	猿島町議会議員
〃	新谷 嘉延	学識経験者
〃	林 淳一	学識経験者
〃	中川 隆子	学識経験者
〃	大崎 正昭	茨城県西地方総合事務所長
〃	藤咲 康二	茨城県総務部市町村課長
〃	笠尾 卓朗	茨城県企画部地域計画課長

○岩井市・猿島町合併協議会規約

(設置)

第1条 岩井市及び猿島町（以下「1市1町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 協議会は、岩井市・猿島町合併協議会と称する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、岩井市中央公民館内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、1市1町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、1市1町の長の協議により、第8条第1項第1号の規定により委員となるべき者（以下「1号委員」という。）のうちから選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1号委員のうち、前条第1項で定める者以外の1人をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 1市1町の長

(2) 1市1町の助役及び収入役又は教育長

(3) 1市1町の各議会から選出された議員

(4) 1市1町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、3分の1以上の委員から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、1市1町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、1市1町が均等に負担するものとする。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

付 則

この規約は、平成16年8月6日から施行する。

○岩井市・猿島町合併協議会規約等に関する協議書

岩井市長及び猿島町長（以下「1市1町の長」という。）は、岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定める事項等について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

I 協議して定める事項

1 規約第5条第2項に規定する協議会委員の定数について

21人以内

[内訳]

- ・規約第8条第1項第1号に掲げる委員 2人
- ・規約第8条第1項第2号に掲げる委員 1市町あたり2人
- ・規約第8条第1項第3号に掲げる委員 1市町あたり3人
- ・規約第8条第1項第4号に掲げる委員 1市町あたり3人、県職員等3人以内

2 規約第6条第1項に規定する会長の選任について

会 長	岩井市長 石 塚 仁太郎
副会長	猿島町長 野 口 正 夫

※副会長は第7条第1項の規定による。

3 規約第8条第1項第4号に規定する学識経験を有する者について

縣市町名	氏 名		
岩 井 市	中 村 静 雄	木 村 智恵子	木 村 道 夫
猿 島 町	新 谷 嘉 延	林 淳 一	中 川 隆 子
茨 城 県	大 崎 正 昭	藤 咲 康 二	笠 尾 卓 朗

4 規約第14条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員について

職 名	氏 名	所 属
事務局長	倉 持 登一郎	岩井市
事務局次長	藤 枝 昭 司	岩井市（茨城県派遣）
総務班長	林 壮 一	岩井市
計画班長	鈴 木 清	猿島町
調整班長	金久保 吉 之	猿島町
班員	吉 岡 浩 之	岩井市
班員	椎 名 晃 久	岩井市
班員	桃 井 清 史	岩井市
班員	青 木 栄	猿島町
班員	鈴 木 陽 子	猿島町

II 会議に諮り別に定める事項

1 規約第10条第3項に規定する事項について（会議の運営）

○合併協議会会議運営規程による。

- ・会議運営規程第6条第2項に規定する会議の傍聴については、合併協議会会議傍聴規程による。
- ・第8条第2項に規定する会議録の公開については、合併協議会会議録等閲覧規程による。

2 規約第12条第2項に規定する事項について（小委員会）

○合併協議会小委員会設置規程による。

III 会長が別に定める事項

1 規約第13条第2項に規定する事項について（幹事会）

○合併協議会幹事会設置規程による。

- ・幹事会設置規程第7条に規定する専門部会の設置については、合併協議会専門部会設置規程による。
- ・専門部会設置規程第3条第2項に規定する分科会の設置については、合併協議会分科会設置規程による。

2 規約第14条第3項に規定する事項について（事務局）

○合併協議会事務局規程による。

3 規約第17条に規定する事項について（財務に関する事項）

○合併協議会財務規程による。

- ・財務規程第6条第2項に規定する金融機関
常陽銀行岩井支店とする。

4 規約第18条第2項に規定する事項について（報酬及び費用弁償）

○合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

IV その他

1 規約第16条第1項に規定する監査委員の委嘱について

氏名	所属
横張弘志	岩井市
倉持勝平	猿島町

2 事務局職員の身分等について

- ・事務局職員の身分は、それぞれの市町（派遣元）に属する。
- ・事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの市町（派遣元）の負担とする。
（事務局規程第11条第1項）
- ・地方公務員法第27条第2項及び第3項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの市町（派遣元）の条例による。
- ・地方公務員法第24条第6項に規定する給与、勤務時間、その他の勤務条件は、それぞれの市町（派遣元）の条例による。（事務局規程第10条）
- ・勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、岩井市の例により、事務局長の指揮監督を受ける。
（事務局規程第10条）
- ・その他法令や別に定めがあるものを除き、職員の服務に関する事項は、岩井市の例により、事務局長の指揮監督を受ける。（休暇の許可、時間外勤務命令）

V 協議内容等の変更について

本協議内容等に変更が生じた場合は、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として、本書2通を作成し、各1通を所持する。

平成16年8月6日

岩井市長 石 塚 仁太郎
猿島町長 野 口 正 夫

○岩井市・猿島町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 岩井市・猿島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、岩井市・猿島町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、岩井市・猿島町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、1市1町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人及び副幹事長1人を置く。

2 役員は、幹事の互選により定めるものとする。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
	岩井市	助役	収入役
企画部長		企画調整課長	
猿島町	助役	教育長	参事兼総務課長
	参事兼産業課長	企画財政課長	

○岩井市・猿島町合併協議会専門部会設置規程

（設置）

第1条 岩井市・猿島町合併協議会幹事会設置規程第7条の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、岩井市・猿島町合併協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 専門部会は、必要に応じて分科会を置く。

（部会長及び副部会長）

第4条 専門部に部会長1人及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、岩井市・猿島町合併協議会事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、規約第14条第1項の規定する協議会事務局が行うものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会委員

専門部会名	関 係 所 管 課	
	岩井市	猿島町
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部長 ・ 秘書課長 ・ 総務課長 ・ 人事課長 ・ 税務課長 ・ 交通防災課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参事兼総務課長 ・ 参事兼税務課長 ・ 議会事務局長

	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課長 ・市民課長 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長 	
企画部会	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部長 ・秘書課長 ・総務課長 ・企画調整課長 ・情報政策課長 ・財政課長 ・商工観光課長 ・会計課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・参事兼総務課長 ・参事兼出納室長 ・参事兼産業課長 ・教育次長 ・企画財政課長
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活部長 ・参事兼リサイクル推進課長 ・情報政策課長 ・市民課長 ・保険年金課長 ・生活環境課長 ・建設課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・参事兼総務課長 ・生活環境課長 ・町民課長
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部長 ・市民課長 ・保険年金課長 ・社会福祉課長 ・介護福祉課長 ・地域福祉センター所長 ・保健医療センター所長 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課長 ・福祉センター所長 兼社会福祉協議会事務局長 ・教育次長 ・町民課長兼保健センター所長
産業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・経済部長 ・農政課長 ・農村整備課長 ・商工観光課長 ・農業委員会事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・参事兼産業課長 ・生活環境課長 ・農業委員会事務局長
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部長 ・生活環境課長 ・農政課長 ・農村整備課長 ・建設課長 ・都市整備課長 ・下水道課長 ・水道課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・参事兼産業課長 ・教育次長 ・生活環境課長 ・建設課長 ・水道課長 ・企画財政課長
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育次長 ・参事兼生涯スポーツ課長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・指導室長 ・市民音楽ホール館長 ・市立図書館長 ・学校給食センター所長 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育次長 ・給食センター所長 ・郷土館副館長

○岩井市・猿島町合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 岩井市・猿島町合併協議会専門部会設置規程第3条第2項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、岩井市・猿島町合併協議会専門部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条に規定する事務について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる各市町の関係所管課（係等）からそれぞれ委員を選出し、組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に分科会長1人及び副分科会長1人を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、委員の互選による。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長が属する市町の担当課等が行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）分科会委員

担当部会	分科会	関係所管課（係等）	
		岩井市	猿島町
総務	総務	秘書課（秘書，広聴広報係） 総務課（庶務，文書法制係） 企画調整課（企画調整係） 市民課（市民相談係） 監査委員事務局（監査係）	総務課（庶務，広報公聴係）
	人事	総務課（庶務係） 人事課（人事，研修係）	総務課（庶務，職員係）
	税	税務課（管理，市民税，資産税係，収納推進室）	税務課（住民税，資産税，収納係）
	交通防災	交通防災課（交通安全，消防防災係）	総務課（防災交通係）
	議会事務局	議会事務局（庶務議事係）	議会事務局（書記）
企画	企画	秘書課（秘書，広聴広報係） 総務課（庶務係） 企画調整課（男女共同参画，企画調整係） 商工観光課（商工観光，統計係）	企画財政課（企画係） 総務課（広報公聴，庶務係） 産業課（商工振興係） 教育委員会事務局（生涯学習係）
	財務	企画調整課（企画調整係） 財政課（財政係，契約管財係） 会計課（審査，出納係）	企画財政課（財政，管財係） 総務課（庶務，車両係） 出納室（出納係）
	電算	情報政策課（管理，推進係）	企画財政課（企画係） 総務課（庶務係）

住民	住民	情報政策課（管理，推進係） 市民課（市民，資料係） 保険年金課（年金係）	総務課（庶務係） 町民課（戸籍住民，国保年金係）
	環境	生活環境課（公害，環境衛生係）リサイクル推進課（管理，リサイクル推進係） 建設課（管理係）	生活環境課（環境衛生係）
保健福祉	保険	保険年金課（国保，医療福祉係）	町民課（国保年金，医療給付係）
	健康	保健医療センター（予防衛生，保健指導係）	保健センター（保健，予防係）
	福祉	市民課（市民相談係） 社会福祉課（援護，社会係） 介護福祉課（高齢福祉係） 地域福祉センター（管理，業務係） 保育所（中根，辺田） 社会福祉協議会	福祉課（社会福祉，児童福祉係），福祉センター（福祉センター係） 社会福祉協議会 教育委員会事務局（生涯学習係）
	介護保険	介護福祉課（介護保険，認定調査係）	福祉課（介護保険係）
産業	農林水産	農政課（農政，振興係） 農村整備課（土地改良，農業集落排水係） 農業委員会事務局（振興企画，農地調整係）	産業課（農政，農業振興，土地改良係） 農業委員会事務局（庶務，農地係） 生活環境課（農業集落排水係）
	商工観光	商工観光課（商工観光，市街地活性化，企業誘致推進係）	産業課（商工振興係）
建設	都市計画	都市整備課（計画，開発係）	企画財政課（都市計画係）
	下水道	生活環境課（公害，環境衛生係）農村整備課（農業集落排水係） 下水道課（業務，工務係）	生活環境課（環境衛生，下水道，農業集落排水係）
	水道	水道課（業務，工務係）	水道課（庶務，業務，工務係）
	建設	農政課（地籍調査係） 建設課（管理，用地，工務係） 都市整備課（計画，開発，建築，住宅係）	建設課（管理，補修，工務係） 企画財政課（管財係） 教育委員会事務局（生涯学習係） 産業課（土地改良係）
教育	学校教育	学校教育課（庶務，学校教育係）指導室（指導係） 学校給食センター（管理，業務係）	教育委員会事務局（総務，学校教育係） 給食センター（事務係）
	生涯学習	生涯学習課（生涯学習係） 生涯スポーツ課（施設管理，スポーツ振興係） 市民音楽ホール（管理運営係） 市立図書館（奉仕，管理係）	教育委員会事務局（生涯学習，スポーツ振興係） 郷土館（図書館，資料館係）
	公民館	生涯学習課（公民館係）	教育委員会事務局（公民館係）

○岩井市・猿島町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は，岩井市・猿島町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき，岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し，必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に関すること。
- (2) 協議会の小委員会に関すること。

- (3) 協議会の幹事会に関すること。
- (4) 協議会の専門部会に関すること。
- (5) 協議会の分科会に関すること。
- (6) 協議会の庶務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第3条 事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 総務班長
- (4) 計画班長
- (5) 調整班長
- (6) その他必要な職員

3 班の分掌事務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときの職務の代理

3 各班長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 班に属する職員の指揮監督
- (3) 事務局次長の職務の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 200万円未満の収入の調定に関すること。
- (2) 100万円未満の契約締結及び支出に関すること。
- (3) 職員の休暇並びに時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書等の取扱い)

第8条 事務局における文書等（文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものをいう。）の收受、発送、保存その他の文書の取扱いについて必要な事項は、会長の属する市町の例によるものとする。ただし、文書の記号については「岩猿協」とする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印(以下「公印」という。)は、会長印、会長職務代理者印とし、その名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市町の例による。ただし、勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は、岩井市の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市町が負担する。

2 職員の旅費については、岩井市の例により協議会の予算において支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

班 名	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 他の班に属さないこと。
計画班	1 市町村建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整班	1 財産の取扱いに関すること。 2 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 3 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 4 地域審議会の設置に関すること。 5 地方税の取扱いに関すること。 6 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 7 特別職の職員の身分の取扱いに関すること。 8 条例、規則の取扱いに関すること。 9 組織及び機構の取扱いに関すること。 10 一部事務組合等の取扱いに関すること。 11 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 12 公共的団体等の取扱いに関すること。 13 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 14 行政連絡機構の取扱いに関すること。 15 町・字名の取扱いに関すること。 16 慣行の取扱いに関すること。 17 事務事業の取扱いに関すること。

別表第2（第9条関係）

1 名 称	岩井市・猿島町合併協議会 会長之印	岩井市・猿島町合併協議会 長職務代理者之印
2 ひ な 形	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 岩井市・猿 島町合併協 議 会 会 長 之 印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 岩井市・猿 島町合併協 議 会 長 職 務 代 理 者 之 印 </div>
3 寸 法 (mm)	21 × 21	21 × 21
4 書 体	て ん 書 体	て ん 書 体
5 用 途	対 外 全 般	対 外 全 般

○岩井市・猿島町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岩井市・猿島町合併協議会規約第17条の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、岩井市・猿島町の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算について協議会の議決を得たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の議決を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び充用）

第5条 会長は、歳出予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他金融機関に、預け入れなければならない。

（決算等）

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

（協議会出納員）

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

【歳入予算の款、項及び目の区分】

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

【歳出予算の款、項及び目の区分】

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 協議会費
	2 事務費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別紙資料1

【財務規程で別に定める事項】

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第6条第2項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料2
2	第8条第1項	協議会出納員	会長任命事項	別紙資料2
3	第9条第1項	収入支出の手続様式	別に定める様式	別紙資料2
4	第9条第2項	その他の出納管理帳簿	別に定める	別紙資料2

別紙資料2

1. 岩井市・猿島町合併協議会の現金預入金融機関について

(第6条第2項関係)

岩井市・猿島町合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

常陽銀行 岩井支店

2. 会長が命ずる協議会出納員について

(第8条第1項関係)

岩井市・猿島町合併協議会の出納員は、下記の者に命ずる。

記

岩井市・猿島町合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

3. 収入及び支出の手続について

(第9条第1項関係)

収入及び支出の手続については、会長の属する市町の例により協議調製し、別途様式を事務局で定める。

4. 出納管理を行う其他必要な帳簿について

(第9条第2項関係)

出納の管理を行う其他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳の外必要に応じて事務局で定める。

○岩井市・猿島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は、日額6,000円とする。ただし、地方公共団体の常勤の特別職の職員、一般職の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員等に支給する旅費については、岩井市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例による議会の議員の規定を準用する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために岩井市及び猿島町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、茨城県の常勤職員については、これを支給しない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

○岩井市・猿島町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の過半数以上の同意があったときは、非公開とすることができる。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 議長は、会議の開会及び閉会を宣告する。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(表決)

第5条 会議の議事は、原則として全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の

3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会長が別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月12日から施行する。

○岩井市・猿島町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩井市・猿島町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、会場の収容力を限度とする。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴人受付簿（様式第1号）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行うものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他危険なものを携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音することにつき会議の議長（以下「議長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、大声を出し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 議長は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに傍聴人を退場させなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月12日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日(第 回)

平成 年度岩井市・猿島町合併協議会会議傍聴人受付簿(一般)

No	住 所	氏 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

平成 年度岩井市・猿島町合併協議会会議傍聴人受付簿（報道）

No	社 名	記 者 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

○岩井市・猿島町合併協議会会議録等閲覧規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岩井市・猿島町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された資料（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録は、当該会議録の写しとする。ただし、会議に提出された資料については、この限りでない。

2 会長は、個人情報に関する事項、協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しない。

（閲覧の申請）

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申請書（様式第1号）に必要事項を記載して提出することにより行う。

（閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧の場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、その時間は、土、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

（費用負担）

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年8月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 請 書

平成 年 月 日

岩井市・猿島町合併協議会会長 様

申 請 者
住 所
氏 名
電 話 番 号 ()

岩井市・猿島町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申請します。
なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回合併協議会の会議録
(2) 第 回合併協議会に提出された文書
- 3 閲覧の目的 協議会の審議状況を把握するため
協議会の審議状況を広報するため
合併についての論議資料とするため
その他 ()
※該当するところにチェックをつけてください。
- 4 写しの交付 希望する 希望しない

○岩井市・猿島町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 岩井市・猿島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査し、又は審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員の中から指名す

る。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長1人

(2) 副委員長1人

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査又は審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

付 則

この規程は、平成16年8月12日から施行する。

